

2013. 1

# Law Office YODOYABASHI

No.19



元気なルワンダの子

〒541-0041 大阪府中央区北浜4丁目1番21号 住友生命淀屋橋ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104(代) FAX 06-6229-0936

URL <http://www.yodo-law.com> E-Mail [yodo-lawoffice@mvd.biglobe.ne.jp](mailto:yodo-lawoffice@mvd.biglobe.ne.jp)

弁護士 芝 康 司	弁護士 藤 井 勲	弁護士 山 本 彼一郎
弁護士 太 田 真 美	弁護士 阿 部 清 司	弁護士 出 口 みどり
弁護士 奥 田 直 之	弁護士 安 田 正 俊	弁護士 井 上 敏 志
弁護士 今 井 佐 和 子	弁護士 西 野 航	弁護士 高 野 史 恵
弁護士 稲 垣 真 理	弁護士 黒 田 拓 志	弁護士 鹿 野 耕 平
弁護士 中 嶋 俊 太 郎	弁護士 松 本 京 子	弁護士 河 田 広 徳

## 山本寅之助先生を偲んで



昨年7月29日、当事務所の創始者である山本寅之助先生がご逝去されました。98歳4ヶ月のご生涯でした。

大正3(1914)年の寅年に大阪で生まれられた先生は、高等文官試験司法科合格後(いわゆる期前です)に陸軍から中国に出征され、昭和20年(1945)年12月、31歳の時に大阪の地で山本寅之助法律事務所を開設されました。この年は米英ソ等の連合国との戦争が終わった年であり、陸軍中尉であった先生にとって区切りの年であったと思います。

先生の話によると、その頃の弁護士は信用も十分でなくて収入も少なく、事務所も運良く縁あって依頼者から貸してもらえた状態で苦勞を強いられた時代だった、とのことでした。

先生はいつも、「弁護士業は大変な仕事だ、世の中が変わるとともに弁護士の生き様も変わらなければいけない。それまでのような生き方ではいけない。それでは遅れてしまう。」とよくおっしゃっておられました。

そういった感覚でおられた先生は、早くから激増していく自動車人身事故被害に対する法的補償の必要性を痛感され、昭和40年、大阪弁護士会交通事故委員長に就任し、昭和41(1966)年(既に52才)には交通事故判例の専門書に執筆を開始され、昭和45年、日本有数の学者・実務家とともに日本交通法学会を設立されるなど時代の先端を行かれました。

共同事務所の必要性も早くから説いておられ、昭和42年には芝康司弁護士とパートナーシップを組み、淀屋橋法律事務所を開設されました。

また、先生は粘り強く仕事を続けることの意義を述べられ、「一生の間には必ず自分に与えられた立派なチャンスがくる、このチャンスを逃さずに自分のものとして生きて欲しい、そうすると必ずよき結果が巡ってくる、自分に与えられたのだと考えて、逃さずにして欲しい。」とおっしゃっておられました。私達は今後とも、こういったお言葉を胸に、全ての仕事をおるそかにせず着実、誠実に進めていこうと思います。

さらに、「弁護士事務所は人が来なければ仕事がない、友人、知人などご縁がある方は大事にして欲しい、人が集まりやすい環境を作る必要がある。」ともおっしゃっておられました。当たり前のことですが、弁護士として肝に命ずべき言葉です。

また、先生は大変なゴルフ好きで、先生が42歳の頃、カナダカップが開催され日本でゴルフブームが起こった頃になりますが、健康の増進のために始められました。年100回のラウンドを達成されたこともあります。我が事務所でゴルフが盛んな所以です。ちなみに先生はあのベン・ホーガンとは2才しか年が離れていません。

昨年9月に執り行いました偲ぶ会では、参列者の方々から、「先生の社会と人に尽くす精神に感服し」「先生は人生に目標を持って、人のために強く生きる方」「先生は義を尊び、仁をなす方」「先生の正義感と廉潔さを手本としたから弁護士業をやってこられた」などの言葉をいただきました。

残された我々は、寅之助先生の生き様、お言葉を胸に邁進していこうと思っております。

※ 写真は山本寅之助先生の法服姿です。戦後間もなくして法服は廃止されたとのことで歴史的にも貴重なものだと思います。

## 弁護士引退の御報告

新年そろそろの御報告になってしまいましたが、私このたび弁護士引退を決心いたしました。事務所の諒解も得て、本年3月末日をもって大阪弁護士会を退会し、弁護士法人淀屋橋法律事務所を退所させて頂くことになりました。本年2月に私は満80歳に達しますし、一昨年発病の後遺障害もあり、客観的に引退の時期が到来しているのは否定できません。

私は昨年4月、弁護士会から勤続50年の表彰を頂きました。50年も弁護士であったのは、まことに恵まれた人生でありました。また、その50年を振り返ってみますと、順調に、自分なりに充実して弁護士業に従事することができたと思います。

皆様には長年にわたって暖かい御指導、御支援を頂きました。私が大過なく弁護士生活を全うすることができましたのは、ひとえに皆様方のおかげによるものであります。心から感謝申し上げます。

弁護士でなくなって生きていくこれから先の人生の計画は、未だ確たるものはありませんが、社会への関心と何事についても好奇心を失うことなく、生き生きと過ごしたいと願っています。あわよくば、まだ社会に役立つことを何かしたいとひそかに考えています。

弁護士法人淀屋橋法律事務所は、若手が成長し、事務所の戦力が更に充実して参りました。私は去りますが、今後もどうぞ変りなく事務所を御支援下さいますよう、心からお願い申し上げます。

弁護士 芝 康 司



## 淀屋橋の宇宙学



### 第5回「光り輝くブラックホール」

深夜にラブレターを書いていたら、ついついハイになって筆を滑らし、「君は僕の太陽だ。」等と、小っ恥ずかしいことを書いていた…。そんなSweet memoryはありませんか？（新年早々にすみません…）。

言うまでもなく、「君は僕の太陽だ。」とは「あんたは太陽のように眩しいぜ！」の意ですが、実はこの賛辞、宇宙論の視点からは、中途半端と言わざるを得ません。それは、太陽（恒星）よりももっと明るく光り輝く天体、すなわちブラックホールがあるからです！。そう、最近の宇宙論研究の結果、ブラックホールは、意外にも、宇宙で最も明るい天体であることが分かってきました。

そもそもブラックホールとは、大質量の恒星が自らの重力に耐え切れずに、中心部に向かって無限に収縮（重力崩壊）してしまった天体です。

一般相対性理論によれば、重力は周囲の空間を歪めます。ブラックホールは、その強大な重力によって周囲の空間を極限まで歪めますので、あ〜ら不思議、ブラックホールの内部では、外向きの方向（中心から遠ざかる方向）の空間が無くなっています（空間が、内向きの一方通行のみとなっています。）。その結果、一度ブラックホールの中に入ってしまうと、あらゆる物質は外向きに進むことができません。光でさえ、ブラックホールから出ることはできなくなります。

このように、光すら発しないので、ブラックホールは真っ黒な天体と考えられていましたが、最近の研究で、実際には光っていることが分かってきました。

具体的には、近くの星から、大量のガスがブラックホールへ流れ込みます。これらのガスは、ブラックホールの周りをぐるぐると回りながら落ちていきますので、ブラックホールの周囲にはガス円盤が形成されます。このガス円盤の中では、ブラックホールに近い方のガスが、より速く回転しますので、回転速度の違うガス同士がこすれ合って摩擦熱が生じます。

「摩擦熱」と言っても、タオル1枚で出来る冬の乾布摩擦とは、わけが違います。ガス円盤の中では、光速の数%~数十%という超高速度でガスが回転しますので、その摩擦によるエネルギー変換効率は、核反応（恒星のエネルギー源）の約100倍と言われています。そのため、ブラックホールは宇宙で最も明るく光り輝くのです。

もうお分かりでしょう。ラブレターに書くのなら宇宙的には「君は僕の太陽だ。」ではなく、「君は僕のブラックホールだ！」なのです。

但し、これはあなたがSweet heartを失い、Bitter memoryとなるリスクが大なので、弁護士法人淀屋橋法律事務所としては、恋愛学としてはやはり「You are my sunshine!」をおすすめいたします。



Image credit : NASA/JPL-Caltech

## 新年のご挨拶

今年の冬はことさら寒さが厳しいようですが、皆様お元気で新年をお迎えでしょうか。昨年夏、当事務所は創始者の山本寅之助弁護士を失い、この3月には芝 康司弁護士もご引退の予定となりました。

永年、事務所を支えられたおふたりが去られることは淋しい限りですが、幸いにして多くの若いメンバーが着実に力をつけてきており、従前にも増して、良質のリーガルサービスの提供につとめますので、何卒、よろしく願いいたします。

また、当事務所に5年余り在籍し、その優しい人柄で皆様に愛されていました松葉 健弁護士も東京の法律事務所に移籍し、新たに新人の河田広徳弁護士が入りました。河田弁護士は、4年間神戸大学ボート部の合宿で過ごした猛者です。ご期待下さい。

今後ともどうかよろしく願いいたします。

平成25年1月

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

## 事務所移籍のご挨拶

謹啓

厳寒の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私こと、去る12月31日をもって弁護士法人淀屋橋法律事務所を円満退所し、東京のLM法律事務所において執務することとなりました。

平成19年9月に当事務所に入所して以来、交通事故を主とする損害賠償案件を数多く担当させていただきながら、ゴルフ等で皆様と楽しい時間を過ごさせていただくなど、大変充実した経験を積むことができました。皆様より多大なるご厚情を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

今後は、新たな環境において、これまでの経験を活かし、最良のリーガルサービスを提供できるよう努めてまいりますので、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら皆様方のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

敬具

平成25年1月吉日

弁護士 松葉 健

【移籍先事務所】

〒100-6121

東京都千代田区永田町2丁目11番1号  
山王パークタワー21階

L M 法律事務所

TEL 03-6206-1310 FAX 03-6206-1309

## 新人弁護士紹介



まだまだ未熟者ですが、一日でも早く先輩方の仕事ぶりに追いつき、そして追い越せるよう、日々努力していきたいと思っております。

弁護士 河田 広徳

表紙の写真

ルワンダはアフリカ大陸の中央部に  
ある小国です。この国で1994年に  
ルワンダの大虐殺と言われる事件が  
発生しました。約100日間に約80万  
を超える物凄い数の人が殺害され  
ました。この子はその後に生まれたの  
でしょう。(芝)